

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例
のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市（以下「統合団体」という。）との水道事業の統合に伴い、企業団の組織の改編、職員定数の増、必要な経過措置を設けるなど、所要の改正を行います。

〔主な改正内容〕

- ・水道用水供給事業の給水対象から、統合団体を除きます。
- ・統合団体の区域に給水する5水道事業を新たに設置します。
- ・大阪広域水道企業団に設置する組織を、経営管理部、総務部、広域事業部及び水道事業部に改編します。
- ・地方公営企業法の規定に基づき作成し公表する業務状況書の取扱いについて経過措置を定めます。
- ・統合団体の条例の規定によりなされた処分等に関する経過措置を定めます。
- ・大阪広域水道企業団職員の定数を990人とします。
- ・聴聞に係る手続等に関する経過措置を定めます。
- ・職員の分限の処分、懲戒の処分、育児休業又は育児短時間勤務の承認等に関する経過措置を定めます。
- ・八尾市との水道事業の統合に伴い、職員の配偶者同行休業の承認に関する経過措置を定めます。
- ・統合団体で締結された長期継続契約を企業団が承継することについて経過措置を定めます。

〔関係条例〕

- ・大阪広域水道企業団水道企業条例 ほか9条例

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行します。